

岩手県告示第846号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年11月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年9月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山口建設
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第15地割1番地13
 - ウ 代表者の氏名 山口信義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第6216号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年8月27日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年10月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社県南技研
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字後中野33番地1
 - ウ 代表者の氏名 菊池善一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第8352号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年10月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年10月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大和産業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町長沼5地割381番地1
 - ウ 代表者の氏名 中井英夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8395号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年10月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年10月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 吉田建築
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字谷記23
 - ウ 代表者の氏名 吉田紀征
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9681号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年10月26日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年10月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社東陽建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山三丁目43番24号

ウ 代表者の氏名 遠藤甚一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9728号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月5日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年10月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 宮城開発株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目13番55号

ウ 代表者の氏名 宮城政章

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9761号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年10月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社岩手クリーン環境

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市帷子第16地割54番地

ウ 代表者の氏名 津志田恵

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第20213号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年10月19日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。